

## 令和3年度地域少子化対策重点推進事業（令和3年度補正予算）実施要領

### 1 目的

少子化の進行は、結婚や妊娠、出産など個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されるものである一方、高齢化の進行と相まった人口構造の変化は、我が国の社会経済システムにも深く影響し、経済社会の持続可能性を危うくするという点で、大きな社会的課題となっている。

本事業は、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）を踏まえ、「希望出生率1.8」の実現に向けて、自治体が行う少子化対策の取組を支援するものである。若い世代が結婚や出産の希望を実現できる社会をつくり、子育てしやすい生活環境を整備するために、地域の実情・課題に応じて自治体を実施する取組を重点的に支援することで、地域における少子化対策を推進することを目的とする。

なお、本事業の実施に当たっては、引き続き「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）及び「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）の趣旨を踏まえた対応を行うこととする。

### 2 事業構成及び事業内容

地域における少子化対策の推進のため、地域の実情・課題に応じた少子化対策を推進し、若い世代が結婚や出産の希望を実現できる社会をつくり、子育てしやすい生活環境を整備するために、自治体を実施する別記1及び別記2に掲げる各事業メニューのいずれかの項目に該当する事業を支援するとともに、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、自治体が、新規に婚姻した世帯を対象に行う別記3及び別記4に掲げる結婚新生活支援事業を支援することとする。また、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が本事業を実施することにより、地域の実情と課題に応じた少子化対策を行うものとする。

本事業の実施に当たっては、自治体における少子化対策全体の中において、その事業がどういった位置付けにあるかを明らかにし、効果検証のためのKPI（重要業績評価指標）を設定することが求められる。

### 3 実施方法

令和3年度地域少子化対策重点推進事業（令和3年度補正予算）は、この実施要領の定めるところにより実施するものとする。

#### （1）別記1及び別記2の事業

- ① 本事業の実施に先立ち、都道府県は事業実施計画を策定し、市町村は、都道府県が定める計画に沿って事業実施計画を作成するものとする。事業実施計画には、令和3年度地域少子化対策重点推進交付金（令和3年度補正予算）交付要綱別紙様式第1様式1及び2により、ア. 個別事業名、イ. 所要見込額、ウ. 実施期間、エ. 自治体における少子化対策の全体像及びその中での個別事業の位置付け、オ. 個別事業の内容、カ.

少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標、キ．参考指標、ク．個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標、ケ．他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法、コ．民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法、サ．委託契約の有無及び契約方式、シ．内閣府「地方創生推進交付金」の申請の有無、ス．その他必要事項を記載すること。

なお、都道府県及び市町村は、計画策定に当たって、経済団体、自治会連合会等住民を代表する者など、幅広い関係者の意見に配慮するものとする。

注) ア．「個別事業名」には、事業内容を端的に表す名称をつけること。

エ．「自治体における少子化対策の全体像及びその中での個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での個別事業の位置付けを記載すること。特に、当該個別事業により、地域の課題がどのように解決されるかについて記載すること。

オ．「個別事業の内容」には、個別事業の具体的内容を記載し、当該個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

カ．「少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」には、自治体の少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標を、達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は、少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施し、その結果を報告すること。

キ．「参考指標」には、各都道府県（市町村）の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、必要に応じて、その推移を記載すること。

ク．「個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での個別事業の位置付けを踏まえ、当該個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標を設定し、達成予定時期を含め記載し、効果検証を実施し、その結果を報告すること。また、過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定した KPI を踏まえた KPI を設定すること。

ケ．「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

コ．「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。

サ．「委託契約の有無及び契約方式」には、優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合に、個別事業における委託契約の有無及び有の場合には

予定している契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を予定している場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること。

- ② 都道府県は、自ら策定した計画及び当該都道府県内の市町村が策定した計画を内閣府に提出し、計画内容及び事業実施について内閣府と協議すること。また、協議を経た計画を、交付決定後、速やかに公表すること。
- ③ 内閣府は、都道府県及び市町村の策定した計画の承認に当たり、あらかじめ当該個別事業について、計画が地域の課題に対応して高い効果が見込まれるものとなっているか、結婚の希望を叶える環境整備に向けた取組に当たっては、「結婚の希望を叶える環境整備に向けた取組の参考指針」（平成29年12月26日内閣府子ども・子育て本部統括官決定）（以下「参考指針」という。）及び「地域少子化対策重点推進事業における結婚支援センターの設置運営指針」（令和3年3月25日内閣府子ども・子育て本部参事官（少子化対策担当）決定）（以下「設置運営指針」という。）の内容に沿ったものとなっているか等に関し、十分に精査するとともに、必要に応じて外部有識者の審査を経るものとする。
- ④ 都道府県及び市町村は、必要がある場合には、内閣府と協議の上、計画を変更することができる。この場合、変更後の計画を、交付決定後、速やかに公表すること。
- ⑤ 本事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、地域における少子化対策の推進を図ることを目的として、効果的・効率的にこれを行うものとする。

## （2）別記3及び別記4の事業

- ① 本事業の実施に先立ち、都道府県は事業実施計画を策定し、市町村は、都道府県が定める計画に沿って事業実施計画を作成するものとする。事業実施計画には、令和3年度地域少子化対策重点推進交付金（令和3年度補正予算）交付要綱別紙様式第1様式1及び2により、ア. 個別事業名、イ. 所要見込額、ウ. 実施期間、エ. 自治体における少子化対策の全体像及びその中での個別事業の位置付け、オ. 少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標、カ. 参考指標、キ. 個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標、ク. 他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法、ケ. 民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法、コ. 内閣府「地方創生推進交付金」の申請の有無、サ. その他必要事項を記載すること。

注）ア. 「個別事業名」には、事業内容を端的に表す名称をつけること。

エ. 「自治体における少子化対策の全体像及びその中での個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での個別事業の位置付けを記載すること。特に、当該個別事業により、地域の課題がどのように解決されるかについて記載すること。

オ. 「少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」には、自治体の少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標を、達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は、少なくとも令和4年度終了時点で効果検証を実施し、その結果を報告すること。

カ。「参考指標」には、各都道府県（市町村）の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、必要に応じて、その推移を記載すること。

キ。「個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での個別事業の位置付けを踏まえ、当該個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標を設定し、達成予定時期を含め記載し、効果検証を実施し、その結果を報告すること。また、過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定した KPI を踏まえた KPI を設定すること。

ク。「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

ケ。「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。

- ② 都道府県は、自ら策定した計画及び当該都道府県内の市町村が策定した計画を内閣府に提出し、計画内容及び事業実施について内閣府と協議すること。また、協議を経た計画を、交付決定後、速やかに公表すること。
- ③ 都道府県及び市町村は、必要がある場合には、内閣府と協議の上、計画を変更することができる。この場合、変更後の計画を、交付決定後、速やかに公表すること。
- ④ 本事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、地域における少子化対策の推進を図ることを目的として、効果的・効率的にこれを行うものとする。

## 4 実施主体

### （1）別記1及び別記2の事業

- ① 実施主体は、都道府県又は市町村とし、その責任の下に本事業を実施するものとする。
- ② 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じ、当該都道府県又は市町村が適切と認める法人又は法人以外の団体に事業の実施を委託することができる。この場合において、委託を行う都道府県又は市町村は、委託による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有することに留意すること。また、事業の実施主体はあくまでも都道府県又は市町村であることから、委託先と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。その際、結婚等は個人の自由な意思に基づくものであり、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりする内容になっていないかなど、事業が参考指針の内容に沿ったものとなっているか留意すること。

なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

- ③ 都道府県又は市町村は、委託契約を締結するに当たっては、当該都道府県又は市町村の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とし、これによりがたい場合であっ

ても、各都道府県又は市町村の財務規則等に基づく適正な手続によりこれを行うこと。

- ④ 都道府県又は市町村は、地域の実情や今後の取組体制の構築等を勘案し、特段の事情がある場合には補助事業により実施することができる。その際には、補助事業により実施する必要性につき、実施計画に記載すること。

## (2) 別記3及び別記4の事業

実施主体は都道府県又は市町村とし、その責任の下に本事業を実施するものとする。

## 5 事業実施期間

本事業は、令和4年3月31日までに事業を完了することとする。ただし、本事業の翌年度への繰越しが認められた場合は、令和5年3月31日までに完了することとする。

## 6 事業実施に当たっての留意点

### (1) 別記1及び別記2の事業

- ① 本事業の実施に当たっては、「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)及び「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)の趣旨を踏まえるほか、下記アの基本的な考え方に十分留意するとともに、取組に応じて、下記イからエにそれぞれ十分留意すること。

#### ア 基本的な考え方

(ア) 「男性は結婚して一人前である」、「女性は早く結婚しなさい」などの言動に表れる性別役割分担意識等の特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがないように、男女共同参画部局など関係部局と広く連携するほか、必要に応じて有識者の助言を得るなどの措置をとること。

(イ) 性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態等があることなどに配慮すること。

(ウ) 結婚を希望する人が必ずしも支援を必要としているとは限らず、誰から、どのような内容の支援を受けたいかについては様々であることに留意すること。また、結婚につながる活動に対する支援を受けることが苦痛であると捉える人もいることに留意すること。

(エ) 「個の侵害」に当たるようなものは厳に慎むこと。

(オ) 本事業の実施に当たり、個人情報を取得する場合には、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、その他関係法令を遵守し、取扱いには十分に注意すること。

#### イ 自治体に取り組む場合のその他の留意点等

(ア) 企業・団体・学校等への特定の価値観の押し付けや従業員等に対する押し付けとならないよう留意すること。

(イ) 企業・団体・学校等の取組は、取り組まないことも含めて、あくまでも自主的な判断によるものであって、自治体がそれを直接・間接に強いることがあってはならず、取り組むか否かによって企業・団体・学校等が不利益を被ることが

ないことを明示すること。

(ウ) 取組に当たって留意すべき点について、自治体や企業・団体・学校等の担当者向け研修等の実施等の支援を行うことなど、その周知の徹底を図ること。

(エ) その他、事業内容に応じて内閣府において提示する留意点を踏まえて実施すること。

ウ 企業・団体・学校等が取り組む場合のその他の留意点等

(ア) 企業の実情（立地、男女比、職場環境等）は多様であり、企業が支援に取り組むに当たっては、個の侵害に当たるようなものは厳に慎む前提で、自社において実施可能な範囲を判断する必要があること。

(イ) 取組に当たって留意すべき点について、企業・団体・学校等の担当者向けに定期的に研修等を実施するなど、その周知の徹底を図ること。

(ウ) 社内に設けられたセクシュアルハラスメント等の相談窓口担当者等の助言を得ること。

(エ) 取組に当たっては、企業が進めているダイバーシティ（多様性）経営と相まって進めていくことが重要である。

(オ) その他、事業内容に応じて内閣府において提示する留意点を踏まえて実施すること。

エ 企業・団体・学校等に対する取組に当たってのその他の留意点等

(ア) 企業・団体・学校等への特定の価値観の押し付けや従業員等に対する押し付けとならないよう留意すること。

(イ) 企業・団体・学校等の取組は、取り組まないことも含めて、あくまでも自主的な判断によるものであって、自治体がそれを直接・間接に強いることがあってはならず、取り組むか否かによって企業・団体・学校等が不利益を被ることがないことを明示すること。

(ウ) 取組に当たって留意すべき点について、自治体や企業・団体・学校等の担当者向け研修等の実施等の支援を行うことなど、その周知の徹底を図ること。

② 事業の計画に当たっては、令和4年度終了時点で、各自治体において少子化対策全体の効果検証を行うことを見据え、本事業終了後も引き続き実施できるよう、他の結婚支援等の少子化対策に係る制度や予算の活用等も視野に入れ、長期的展望に立った検討を行うこと。

③ 民間で類似の事業を行っている場合には、当該事業との連携を図るなど、民業圧迫とならないように留意すること。

④ 所要額の算定に当たっては、内閣府が別に定める費用の範囲内で各都道府県又は市町村の財務規則等に定める謝金等の単価を使用するとともに、財務規則等に単価の定めのない費用を算定する場合には、複数の者から見積書を徴する、標準価格を調査するなどにより、適正に所要額を算定すること。

⑤ 当該事業の対象経費についての留意点は、下記のとおりである。

ア 対象経費は、事業を実施するために直接必要な経費とするが、この事業が令和4

年3月31日までの事業であること等に鑑み、職員の人件費（事業に伴う会計年度任用職員の人件費を除く）は対象外としていること。なお、翌年度への繰越しが認められた場合は、令和5年3月31日までの事業となる。

イ アと同様の理由から、備品購入は真に必要と認められる場合のみ対象とし、事業の実施に当たって備品を活用する際は、まず、リース・レンタル等、購入によらない方法を検討すること。

ウ 個人への金銭給付などによる個人の負担を直接的に軽減する事業に要する経費は対象外としていること。

エ 他の国庫負担金、補助金又は交付金の交付の対象となる事業及び従前より自治体単独事業として実施してきた既存事業に要する経費は対象外としていること。

オ 内閣府「地方創生推進交付金」に申請した事業については、本交付金と重複して申請しないこと。

カ 施設整備に要する経費は対象外としていること。

## (2) 別記3及び別記4の事業

本事業の実施に当たっては、下記に十分留意すること。

- ① 対象経費は、事業の実施により、新規に婚姻した世帯に対し直接給付した経費とし、事業の実施に係る関係行政機関の人件費等は対象外としていること。
- ② 「結婚祝い金」等の用途を限定しない給付は対象外としていること。
- ③ 他の国庫負担金、補助金又は交付金の交付の対象となる事業及び従前より自治体単独事業として実施してきた既存事業に要する経費は対象外としていること。

## 7 事業の検査等

(1) 内閣総理大臣は、事業の適正を期するため必要があるときは、都道府県及び市町村に報告を求め、又は内閣府職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) 内閣総理大臣は、(1)の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、令和3年度地域少子化対策重点推進交付金（令和3年度補正予算）交付要綱又はこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県又は市町村に対して、事業の中止、変更又は適合させるための措置を取ることを命ずることができる。

## 8 事業の事後評価

事業の事後評価については、別に定める様式により事業実施主体である都道府県又は市町村が作成する。なお、都道府県知事から内閣総理大臣への報告期限については、別に定める。

## 9 事業の中止

事業が次のいずれかの要件に該当することとなった場合には、原則として事業を中止すること。

- (1) 7 (2) により事業の中止を命ぜられた場合
- (2) 事業の実施又は事業の目的を達成することが困難と認められる場合
- (3) 事業の実施に関し不正、怠慢、その他不適切な行為を行った場合
- (4) その他適切と認められない場合



## 別記1 重点課題事業

### 第1 事業構成

重点課題事業は、自治体間連携を伴う広域的な結婚支援の取組及び大綱を踏まえた子育てに温かい社会づくりの取組とし、その構成は以下のとおりとする。

自治体間連携を伴う広域的な結婚支援等の取組

- 1 AI活用を始めとするマッチングシステムの高度化等の取組
- 2 結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムを活用した取組

大綱を踏まえた子育てに温かい社会づくりの取組

- 3 出産の希望を叶え、子育てしやすい社会を実現するための取組
- 4 妊娠・出産、子育てに温かい職場環境をつくるための取組
- 5 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える取組

### 第2 事業内容

- 1 AI活用を始めとするマッチングシステムの高度化等の取組

自治体の結婚支援センター等で使用する、AIを活用するなど高度な機能を有するマッチングシステムや、オンラインで利用又は参加する婚活等のシステムを活用した自治体間の連携を伴う取組で、次に掲げるもの（新たなシステムの構築又は購入利用、既存システムの改修及びこれらのシステムの運用を含む。ただし、施設整備は除く。）。

- (1) マッチングシステムの高度化と相談員による支援を組み合わせた結婚支援

利用者のマッチングの可能性を高めるためAIの活用等によってマッチングシステムの高度化を図り、相談員による支援と組み合わせながら、効果的な結婚支援を行う取組

- (2) オンライン婚活等の実施

結婚支援センター等における結婚相談、お相手探し、お見合い、各種イベント及びセミナー等について、利用者が個人のパソコンやスマートフォン等からオンラインで利用又は参加することを可能とする取組。ただし、オンライン婚活等を継続的に実施し得る体制整備を伴うものに限る。

- 2 結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムを活用した取組

結婚支援ボランティア等が効果的な活動を進めていく上で必要となる知識、能力やその育成方法を明確化した内閣府策定のモデルプログラムを活用し、自治体による結婚支援ボランティア等の育成を図る取組

- ① 内閣府が策定したモデルプログラムをもとに地域や結婚を希望する者の実情に応じた育成計画を策定した上で、内閣府に提出し承認を得ること。
- ② 事業実施期間中は適宜課題の抽出等を行うとともに、内閣府が複数回実施する事業の実施状況に関する調査等（フォローアップ）に協力すること。

### 3 出産の希望を叶え、子育てしやすい社会を実現するための取組

#### (1) 様々な主体の連携による総合的な機運醸成の取組

自治体、地域の経済団体、業界団体、各企業等様々な主体による連携・協議の場を設定し、地域における課題の抽出、取組事例の共有・情報交換を実施し、併せて、地域住民を対象としたフォーラムの開催等、地域における機運醸成を一体的に行う取組

#### (2) 子育て世帯に学ぶライフデザインの取組

学生や若い世代が子育て世帯の実情を直接的に体験する家族留学（子育て家庭の訪問・子育てや家事の体験）等の取組を行うことで、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインについて考える機会を提供する取組

- ① ワークショップや報告会等の実施など、家族留学等への参加者の学びや気づきを深める工夫を行うこと。
- ② 参加者による体験発表会の開催や報告書の作成等により、地域において事例を共有し、更なる取組の推進と機運醸成につなげること。

### 4 妊娠・出産、子育てに温かい職場環境をつくるための取組

#### (1) 男性の育休取得と家事・育児参画促進の取組

男性が育児休業を取得しやすい環境の整備を進め、併せて男性の家事・育児参画を促進するため、企業や当事者に対する機運醸成や意識改革等の取組を複合的に実施する取組

- ① 企業に対する取組については、地域経済団体との連携や既存の会議の場での講座開催等を通して、幅広い企業の関心を高め得るものとする。
- ② 当事者（男性、父親）に対する取組については、「とるだけ育休」となることを防ぐため、当事者の参加により家事・育児に対する意識改革やスキルアップを図るものとする。

#### (2) 多様な働き方の実践モデルの取組

子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の選択肢の普及を図るため、地域において次に掲げる取組をモデル事業として実施する取組

- ア 子育て家庭のテレワークの支援
- イ 子連れコワーキングスペースの導入
- ウ 子連れ出勤の支援

- ① 多様な働き方を新たに実践する企業や地域を選定した取組であること。
- ② 多様な働き方実践のための環境整備に対して支援を行うこと。
- ③ 取組の実施を踏まえ、マニュアルの作成やセミナー等の開催及びSNS等での発信により、他の企業や地域における取組の普及を促進するものとする。

## 5 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える取組

### (1) 子育て分野におけるICTやAI等の活用促進の取組

スマートフォンアプリやSNS等の子育て世代にとって利用しやすい媒体を活用し、子育てに関する各種情報配信及び、気軽にいつでも悩み等を相談できる体制を構築する取組

- ① 地域における子育て支援等に関するプッシュ型の情報発信と相談体制の構築の両方の取組を実施すること。
- ② 相談体制の構築に際しては、AI等の活用によって相談しやすい環境整備に留意するほか、地域の実情により、一般的な相談員の他、経済的な相談や出産育児に関する相談等に対応可能な専門職（医師、保健師、保育士、ファイナンシャルプランナー等）へ相談できる体制の構築についても検討すること。

### (2) 子育て家庭の負担軽減のための取組

家事・育児支援サービスの普及や、外出・移動支援、子育ての担い手の多様化支援といった、地域の実情に応じて子育て家庭の家事や子育て等に係る負担の軽減を図ることを目的に実施する次に掲げる取組

#### ア 家事・育児支援サービス等の体験支援

子育て家庭に実際に家事・育児支援サービス等（家事代行、家電レンタル、ミールキット、ベビーシッター、子育てタクシー等）を体験させ、SNS等を活用した体験談の周知によって、その活用方法や魅力をより多くの家庭で共有し、家事・育児分担の選択肢としての認知度を向上させ、子育て家庭の負担の軽減につながる取組（ただし、特定の事業者の利益とならないよう配慮の上実施すること。）

#### イ 妊婦や多様な子連れ世帯の外出・移動支援

多様な子連れ世帯等の外出支援又は移動支援を行い、地域全体で子育てに温かい社会づくりを目的に、次に掲げる取組のうち2つ以上のものを実施する取組。

- (i) 簡易休憩室、授乳室の設置
  - (ii) レンタルベビーカーのシェアリング
  - (iii) 妊婦や子連れ専用・優先レーンの設置促進
  - (iv) 妊婦や子連れ専用・優先のエレベータや駐車場の設置促進
  - (v) 妊婦・子育てタクシーの研修会開催
  - (vi) その他、地域の実情に応じた妊婦・子連れ世帯の外出・移動支援の取組
- ① サービスの所在地などを表示したマップの構築・作成等により、設置場所や空き情報等の情報提供及び十分な広報を行うこと。なお、電子マップを構築する場合は、利用者が各サービスの評価や活用例を入力できるものとするなど、子育てに温かい社会づくりにつながるよう留意すること。
  - ② 子育て世帯の外出・移動支援に地域全体で取り組み、子育てに温かい機運の醸成を図るため、取組に係る機関（自治体、商店街、小売店舗、施設設置者、公共交通機関など）により地域が抱える課題を解決する場（以下「協議会等」という）を設け、取組の実施方法や効果、地域における課題の共有

を図ること。協議会等は、多様な子連れ世帯等の外出支援又は移動支援に関し、地域の実情・課題や取組を共有し、今後の取組全般を協議する場とすること。なお、設置にあたり、既存の会議等の場の活用を妨げるものではない。

#### ウ 地域の子育ての担い手の多様化支援

意欲・能力のある高齢者の子育てボランティアへの参画促進など、地域の実情に応じた子育て支援のすそ野を広げる取組を次に掲げる取組を一連のパッケージとして実施する取組

- (i) ボランティア人材等の担い手のニーズ調査
- (ii) 子育てボランティアへの参加の働きかけ等による人材の掘り起こし
- (iii) ボランティア活動に当たって必要となる知識・技能に関する研修及び地域の子育て支援団体等とのマッチング

## 別記2 優良事例の横展開支援事業

### 第1 事業構成

優良事例の横展開支援事業の構成は、以下のとおりとする。

- 1 結婚に対する取組
- 2 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組

### 第2 事業内容

#### 1 結婚に対する取組

- (1) 結婚支援の取組を行う結婚支援センター等の開設・運営、同センター等におけるマッチングシステムの構築等により、各地域における結婚支援の基盤を整備するための取組（ただし、施設整備に係る部分は除く。）
- (2) 各地域において結婚支援を行うボランティア等（マリッジサポーター等）の育成、組織化、交流体制の構築等により、各地域で結婚を希望する者が適時適切に相談できるような体制の整備や、新たなマッチングを実現するための取組
- (3) その他、各地域において結婚を希望する者の希望の実現を支援するための取組

※ 結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント開催については、他の2つ以上の結婚支援の取組と有機的に連携することで、全体として高い効果が見込まれるものであること（ただし、飲食費については対象としない）。

#### 2 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組

- (1) 各地域において、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組に向けた基礎として、地域の関係者間の情報共有、地域における課題の抽出・分析等を行う取組
- (2) 出産直後の男性の休暇取得や男性の家事・育児への参画を促進する機運を醸成するための取組
- (3) 主に若い世代に対し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフプランを希望どおり描けるよう、その前提となる知識・情報を提供し、考える機会を持たせる取組
- (4) 主に若い世代が乳幼児と触れ合う体験を通じて、子育てなどに対する理解を深めるための取組
- (5) 企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援
- (6) その他、各地域において、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に向けた、当事者及びその他の社会のあらゆる構成員の意識や行動の改革をもたらそうとする取組

※ 結婚の希望を応援する機運の醸成の取組として、フォーラムの開催や動画を作成する際などには、結婚を希望しない人や、結婚を希望していても結婚支援を受けることを苦痛と捉える人もいることなどに配慮し、特定の価値観を押し付けたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないように留意すること。

また、広報媒体を作成する際などには、男女共同参画部署などの関係部署、専門家等の助言を得ること。

※ (5) の企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援は、次のアからカに掲げる取組のいずれかに該当する取組を対象とする。なお、計画・実施に当たっては、下記①から⑥までの要件を全て満たすこと。

ア 多様なロールモデルの提示などライフプランニング支援

イ 希望する者に対する自治体の事業に関する情報提供

ウ ワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児参画等の推進に資する多様な交流の機会の提供

※以下の要件を満たすもの

交流で扱うテーマがワーク・ライフ・バランスや家事・育児参画等の推進など、性別役割分担意識の解消や働き方改革等に資する内容であること。

エ 保育施設等と地域・地域住民との共生、課題解決に向けた取組

オ 仕事と結婚・子育てとの両立支援のための環境整備

カ その他、効果的な取組として外部有識者が認めた取組

① 自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援であることが計画等に位置付けられ、自治体の結婚の希望を叶える環境整備に向けた課題に対応するための取組であること。

② 地域の実情に応じた取組であること。

③ 企業の取組については、複数企業等の共同・連携による取組であること。

④ 自治体は、企業・団体・学校等に助言を行う窓口を設置すること。

⑤ 企業は、社内等に設けられたセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止措置として設置する相談窓口担当者等の助言を得ること。

⑥ 企業・団体・学校等による取組への支援を行う際の補助要綱等の策定に当たっては、男女共同参画部局などの関係部局や有識者等の助言を得ること。

### 別記3 結婚新生活支援事業（都道府県主導型市町村連携コース）

#### 第1 事業構成

都道府県が主導し、実施市町村と連携した取組を実施する結婚新生活支援事業（都道府県主導型市町村連携コース）の構成は、以下のとおりとする。

- 1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用に係る支援

#### 第2 事業内容

- 1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用に係る支援

##### （1）対象となる費用

① 婚姻に伴う住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃借費用であって、それぞれ以下に記載する要件を満たすもの。

##### 1) 婚姻に伴う住宅取得費用

- ・ 都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- ・ 売買契約書、工事請負契約書等により契約内容が確認できること。
- ・ 令和4年1月1日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。
- ・ 婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること。

##### 2) 婚姻に伴う住宅のリフォーム費用

- ・ 都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該リフォームを行う住宅の住所となっていること。
- ・ 工事請負契約書又は請書により契約内容が確認できること。
- ・ 令和4年1月1日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。
- ・ 婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォームであること。
- ・ 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。

##### 3) 新規の住宅賃借費用

- ・ 都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。

- ・ 賃貸借契約書により契約内容が確認できること。
- ・ 令和4年1月1日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。
- ・ 婚姻を機に新たに物件を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料であること。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当に相当する額を、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は当該支援額に相当する額を、それぞれ対象となる費用から控除する。

② 婚姻に伴う引越費用（引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。）であって、以下の要件を満たすもの。

- ・ 都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- ・ 令和4年1月1日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び現に支払った金額を領収書等により確認すること。

## （2）対象となる世帯

① 新規に婚姻した世帯（令和4年4月1日以降（※）で、結婚新生活支援事業を実施する都道府県又は市町村が定める日から都道府県又は市町村の事業終了日までの申請日時点において、婚姻届を提出し受理された夫婦をいう。以下同じ。）であって、夫婦共に婚姻日（婚姻届を提出した日又は受理された日をいう。以下、同じ。）における年齢が39歳以下かつ下記により算出した世帯の所得が400万円未満であるもの。ただし、夫婦の一方又は双方が、過去に本交付金による補助を受給したことがある場合（他の自治体での受給を含む）は、補助の対象としない。

※都道府県又は市町村の定めにより、令和4年1月1日から令和4年3月31日までの期間に婚姻届を提出し、受理された夫婦を補助の対象とすることができる。

② 令和3年度に結婚新生活支援事業（令和3年度地域少子化対策重点推進交付金又は令和2年度地域少子化対策重点推進交付金（令和2年度第3次補正予算）の交付を受けて実施したものに限る。）による補助を受給した世帯であって、その受給額が、当該補助を給付した自治体が1世帯当たりの補助上限額として定める額に達しなかったもの。

### （新規に婚姻した世帯及び夫婦の婚姻日における年齢の確認方法）

新規に婚姻した世帯から申請を受けた都道府県又は市町村は、申請世帯について、戸籍抄本や婚姻証明書等の婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類により、新規に婚姻した世帯に該当するか否か及び夫婦の婚姻日における年齢を確認すること。



#### (世帯の所得の算出方法)

所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書(以下「所得証明書」という。)をもとに、都道府県又は市町村が定める年の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、下記①及び②の場合にあっては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。

- ① 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合
  - ・ 離職した者については、所得なしとして、夫婦の所得を算出する。
- ② 貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合
  - ・ 所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

#### (3) 世帯への補助上限額

- ① (2) ①に規定する世帯
  - 1 世帯当たりの補助額(分割して補助をする場合は、事業期間内の補助額の合算)
    - ・ 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 600千円
    - ・ 上記以外の世帯 300千円
- ② (2) ②に規定する世帯
  - 当該補助を給付した自治体が令和3年度の1世帯当たりの補助上限額として定める額から令和3年度執行予算による受給済の額を差し引いて得た額を限度とする。

### 第3 実施要件

本事業の実施に当たっては、都道府県において、下記(1)から(4)までの内容を全て満たすものとし、(3)に規定する連携自治体を本事業の実施自治体とする。

- (1) 結婚新生活支援事業を実施する市町村の面的な拡大方策を策定すること。
- (2) (1)の方策及び今後の地域の取組推進に係る連携方策等を議論するための協議会等を設置すること。
- (3) 都道府県が「自治体間連携を伴う広域的な結婚支援の取組」及び「大綱を踏まえた子育てに温かい社会づくり」の取組を実施し、複数の自治体の連携により実効性のある少子化対策を管内自治体で推進すること。
- (4) 事業実施期間中は適宜課題の抽出等を行うとともに、内閣府が複数回実施する事業の実施状況に関する調査等(フォローアップ)に協力すること。

## 別記4 結婚新生活支援事業（一般コース）

### 第1 事業構成

結婚新生活支援事業の構成は、以下のとおりとする。

- 1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用に係る支援

### 第2 事業内容

- 1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用に係る支援

#### （1）対象となる費用

- ① 婚姻に伴う住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃借費用であって、それぞれ以下に記載する要件を満たすもの。

##### 1) 婚姻に伴う住宅取得費用

- ・ 都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- ・ 売買契約書、工事請負契約書等により契約内容が確認できること。
- ・ 令和4年1月1日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。
- ・ 婚姻日より前に取得した住宅にあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること。

##### 2) 婚姻に伴う住宅のリフォーム費用

- ・ 都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該リフォームを行う住宅の住所となっていること。
- ・ 工事請負契約書又は請書により契約内容が確認できること。
- ・ 令和4年1月1日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。
- ・ 婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォームであること。
- ・ 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。

##### 3) 新規の住宅賃借費用

- ・ 都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住

宅の住所となっていること。

- ・ 賃貸借契約書により契約内容が確認できること。
- ・ 令和4年1月1日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。
- ・ 婚姻を機に新たに物件を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料であること。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当に相当する額を、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は当該支援額に相当する額を、それぞれ対象となる費用から控除する。

② 婚姻に伴う引越費用（引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。）であって、以下の要件を満たすもの。

- ・ 都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- ・ 令和4年1月1日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び現に支払った金額を領収書等により確認すること。

## （2）対象となる世帯

① 新規に婚姻した世帯（令和4年4月1日以降（※）で、結婚新生活支援事業を実施する都道府県又は市町村が定める日から都道府県又は市町村の事業終了日までの申請日時点において、婚姻届を提出し受理された夫婦をいう。以下同じ。）であって、夫婦共に婚姻日（婚姻届を提出した日又は受理された日をいう。以下、同じ。）における年齢が39歳以下かつ下記により算出した世帯の所得が400万円未満であるもの。ただし、夫婦の一方又は双方が、過去に本交付金による補助を受給したことがある場合（他の自治体での受給を含む）は、補助の対象としない。

※都道府県又は市町村の定めにより、令和4年1月1日から令和4年3月31日までの期間に婚姻届を提出し、受理された夫婦を補助の対象とできる。

② 令和3年度に結婚新生活支援事業（令和3年度地域少子化対策重点推進交付金又は令和2年度地域少子化対策重点推進交付金（令和2年度第3次補正予算）の交付を受けて実施したものに限る。）による補助を受給した世帯で、その受給額が、当該補助を給付した地方公共団体が定める1世帯当たりの補助上限額に達しなかったもの。

### （新規に婚姻した世帯及び夫婦の婚姻日における年齢の確認方法）

新規に婚姻した世帯から申請を受けた都道府県又は市町村は、申請世帯について、戸籍抄本や婚姻証明書等の婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類により、新規に婚姻した世帯に該当するか否か及び夫婦の婚姻日における年齢を確認すること。

### (世帯の所得の算出方法)

所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書(以下「所得証明書」という。)をもとに、都道府県又は市町村が定める年の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、下記①及び②の場合にあっては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。

- ① 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合
  - ・ 離職した者については、所得なしとして、夫婦の所得を算出する。
- ② 貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合
  - ・ 所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

### (3) 世帯への補助上限額

#### ① (2) ①に規定する世帯

1世帯当たりの補助額(分割して補助をする場合は、事業期間内の補助額の合算)  
300千円

#### ② (2) ②に規定する世帯

当該補助を給付した地方公共団体が令和3年度の1世帯当たりの補助上限として定める額から令和3年度執行予算による受給済の額を差し引いて得た額を限度とする。